

一般社団法人 日本口蓋裂学会認定師認定制度規則

平成 29(2017)年 5 月 17 日 制定
令和 2(2020)年 6 月 18 日 一部改訂

第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、口唇裂・口蓋裂に関する医療水準の向上と異なる医療専門領域間での治療協力体制を促し、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本口蓋裂学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本口蓋裂学会認定師（以下、認定師と略す）を認定する。認定師は、所定の条件を満たし、口唇裂・口蓋裂に関する医療を実施するための適切な知識と医療技術を有することが求められる。

第 2 章 認定制度の運用機関

第 3 条 日本口蓋裂学会は、認定制度の運用にあたって認定師認定委員会（以下、委員会と略す）を設置する。

第 4 条 委員会は、認定制度の全般の管理を行い、運用上の疑義を処理するとともに、認定師の認定審査と更新作業を行う。

第 3 章 認定師申請資格

第 5 条 （認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証を取得後 5 年以上経過しているもの
- 2) 5 年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事し、第 7 条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関係する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される教育セミナーを 2 回以上受講していること。ただし、同一年の複数の受講証明は認めない。

第 6 条 （従事期間、施設の条件）

- 1) 期間：口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事することを必要とする。その証明は、口唇裂・口蓋裂治療に従事した施設の長（診療科長を含む）もしくは日本口蓋裂学会社員（評議員）が行う。
- 2) 施設：医療施設を基本とするが、医療施設以外は手引きに記載された施設とする。

第 7 条 （医療記録）申請者は、申請までに口唇裂・口蓋裂の医療に関与した症例について、所定の用紙に病歴要約と他領域との治療協力体制について記載する。記載すべき内容および症例数は各領域別に手引きに公示する。

第4章 認定の方法

第8条 (提出書類) 申請者は、定められた期日までに認定審査料を添えて施行細則に定める書類一式を委員会に提出するものとする。

第9条 (公示) 委員会は、年1回認定審査を行い、その期日、その他については実施の6か月前に学会ホームページに公示する。

第10条 (認定審査) 委員会は、申請者に対して書類審査を行う。委員会が必要と判断した場合は、書類の追加提出、筆記試験あるいは口頭試問を追加することがある。

第11条 (認定審査結果の承認と通知) 委員会は審査の結果を理事長に報告する。理事長は、理事会の議を経て、認定の合否結果をすみやかに申請者に通知する。本制度運用の暫定処置としては、委員会が審査し、審査内容を理事会に報告し、理事会にて合否を判定することとする。

第12条 (認定師の登録) 認定審査合格者は、所定の登録料を学会事務局に納付しなければならない。理事長は、認定審査合格者を認定師登録原簿に登録し、公示し、認定師に認定証を交付する。

第13条 (有効期間) 認定証の有効期間は5年である。

第5章 更新の方法

第14条 (更新時期) 認定資格の継続を希望する者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第15条 (更新申請) 更新を申請する者は、別に定める一定条件を経験し、更新申請審査料を添えて申請書類を委員会に提出し、審査を受ける。

第16条 (更新審査) 委員会は、認定資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、その結果を理事会の議を経て、更新の合否結果としてすみやかに更新申請者に通知する。

第17条 (登録) 更新審査合格者は、所定の更新登録料を学会に納付しなければならない。理事長は、更新審査合格者を公示し、認定師更新者に認定証を交付する。

第6章 資格の喪失

第18条 (資格喪失) 認定師は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 認定資格を辞退したとき
- 2) 認定資格を更新しなかったとき
- 3) 退会したとき
- 4) 除名となったとき
- 5) 死亡したとき

第19条 (資格留保) 認定資格の更新審査にて不合格になった者はその認定資格を2年間留保する。その間に所定の手続きにより更新審査に合格しないものは委員会および理事会の議決により資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があればその留保期間は延長される。

第 20 条 （認定の取り消し） 会員ならびに認定師としてふさわしくない行為があった場合
や申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理
事長はその認定を取り消すことができる。

第 7 章 規則の変更手続

第 21 条 （改廃） この規則の改廃は、社員総会の議決を経て総会の承認を得て行う。

附則

1. この規則は、平成 29（2017）年 5 月 17 日より施行する。
1. この規則は、令和 2(2020)年 6 月 18 日より改訂し施行する。